

交渉結果説明書

件名	2023年賃金確定等要求書	
提案日	令和5年10月26日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について ・ 会計年度任用職員の給与改定について 	
交渉日	労使の別	主張の要旨
<p>R5.11. 7</p> <p>R5.11.17</p> <p>R5.12. 1</p> <p>R6. 3.28</p>	<p>当局側</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、民間との間に差があること等を踏まえ、給料月額を引き上げたい。 ・ 令和5年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、令和6年度以降は6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるようにしたい。 ・ 会計年度任用職員の一時金については、正規職員に準じたい。 ・ 会計年度任用職員の給料・報酬の引上げについては、令和6年4月からの改定とする。 ・ 令和5年流山市議会第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程したい。 ・ 令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう組合と協議する。

	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の生活を守るため月例給の水準を引き上げること。千葉県人事委員会勧告の改定率（1級4.3%、2級2.5%、3級1.1%、4級0.4%、5級～0.3%）を最低ラインに引き上げること。 ・ 職員の生活を守るため、一時金の支給月数（期末手当0.05月、勤勉手当0.05月）を引き上げること。また、引上げ分を上位成績区分に配分しないこと。 ・ 再任用職員の一時金を引き上げること。週5日勤務の職員については、常勤職員と同じ月数、短時間再任用職員については案分とすること。 ・ 会計年度任用職員の一時金については、常勤職員同様に0.1月引き上げること。 ・ 2024年度からは勤勉手当を支給すること。 ・ 人勧による月例給の引上げについては4月に遡り支給すること。
--	-------	---

交渉結果（合意内容）

1 流山市一般職職員の給与改定について

- (1) 令和5年人事院及び千葉県人事委員会の勧告を受け、令和5年4月1日から給料表を改定（給料月額平均1.44%引上げ）するため、令和5年第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程する。可決後は、年度内に差額支給をする。
- (2) 令和5年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を2.2月から2.3月に引き上げ、年度内に差額支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数は4.4月から4.5月）。また、令和6年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.25月とする。
- (3) 再任用職員については、令和5年12月期の期末・勤勉手当の

支給月数を1. 15月から1. 2月に引き上げ、年度内に差額支給をする（年間期末・勤勉手当支給月数は2. 3月から2. 35月）。また、令和6年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1. 175月とする。

2 流山市会計年度任用職員の給与改定について

- (1) 令和5年12月期の期末手当の支給月数を1. 25月から1. 35月に引き上げ支給をする（年間期末手当支給月数は2. 5月から2. 6月）。
- (2) 職員の給料表の改定に伴い給料表を改定し、地方公務員法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員に対しては年度内に差額支給するため令和5年4月1日に遡及適用し、それ以外の会計年度任用職員に対しては令和6年4月1日施行とする。
- (3) 令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、令和6年第1回定例会に流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を上程する。
- (4) 令和6年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ2. 25月とする。